Skillur

## DC プランナーのためのスキルアップ塾 ④

「スキルアップ生活設計」

# 高齢期における就労と 年金制度の活用



都市ガス企業年全基全 事務長 長谷川 正次(はせがわ まさつぐ)

プロフィール/明治大学卒業。タマポリ株式会社(凸 版印刷グループ会社)で経理・総務に従事。総務部長 で定年退職後、同社が加入していた厚生年金基金の常 務理事に就任。2017年4月より現職に就く。日本年 金学会会員、CFP®認定者(日本FP協会)。

#### ●高齢化の実態と就労の傾向

#### 1. 高齢者の現状

わが国の総人口は(2019年9月15日現 在推計)は1億2.617万人となっています。 そのうち65歳以上の人口は、3.588万人 となり総人口に占める割合(高齢化率)も 284%です。

男女別では、男性は1.560万人(男性人 口の25.4%).女性は2.028万人(女性人口 の31.3%)となっています。総人口に占め る高齢者人口の割合の推移を見ますと、 1950年に4.9%、1985年10%、2005年に 20%を超え2019年には28.4%になりまし た。国立社会保障・人口問題研究所の推 計によると、この割合は今後も上昇を続け 2025年には30.0%、2040年には35.3%に なると見込まれます。

2019年の高齢者の総人口に占める割合 を世界との比較で見れば、日本(28.4%)が 世界で最も高く、次いでイタリア(23.0%)、 ポルトガル (22.4%)、フィンランド (22.1%) となっています。

#### 2. 高齢者の就業率

高齢者の就業率は年々増加しており、 2008年から2018年の10年間では65歳~ 69歳、70歳~74歳ではそれぞれ10.4%、 8.4%も増加しています。男女別では男性の 場合、65歳~69歳の就業率は57.2%で全 体の半数が働いています。女性の場合は 65歳~69歳で36.6%になっています。 さら に、70歳~74歳の男性の就業率は38.1%、 女性の就業率は23.1%となっています。

諸外国では年金の受給開始後にリタイ アするのが一般的ですが、日本では生活 に困らなく蓄えがあっても、「働く」ことに人 とのつながりを持ったり、やりがいを感じ たりと、金銭収入以外にも得るものがたく さんあるという理由で働く高齢者が多いと 言われています。

#### 3. 高齢者の働く意欲

現在仕事をしている60歳以上の意識調 査によれば、65歳まで働くは13.5%、70歳 くらいまで21.9%、75歳くらいまで11.4%、 80歳くらいまで4.4%、働けるうちはいつま でも42.0%となっています。70歳くらいま で、もしくはそれ以上との回答を合計すれ ば、約8割の人が高齢期(65歳~70歳)に も高い就業意欲を持っています。一方、内 閣府「令和元年版高齢社会白書」によれ ば、従業員31人以上の企業約16万社のう ち、高年齢者雇用確保措置を実施してい る企業の割合は99.8%(15万6,607社)で 希望者全員が65歳以上まで働ける企業 の割合は76.8% (12万596社) になってい

### ●年金制度の活用方法

2020年の通常国会で、高齢期の就労 が拡大するなかで長期化する高齢期の経 済基盤を充実できるように、次のような年 金制度の改正が行われました。

#### 1.公的年金制度

●年金繰り下げ受給が70歳から75歳ま でに延長されます。

現行では65歳から70歳(42%増)です が、改正されると65歳から75歳(84%増) となります。そのため、70歳では81歳11 カ月、75歳は86歳11カ月が損益分岐点に なります。65歳からの平均余命(厚生労 働省2019年7月発表)は、男性が19.7年・ 約85歳、女性が24.5年・約90歳であるた め、男性はあまり得にはならないかもしれ ませんが、女性の場合はかなり有利になり ます。

265歳以降も働き続けいくと毎年年金額 が増加するようになります。

現行では、65歳以降働いている間、年 金額は増えません。年金の再計算のタイ ミングが70歳または退職時に計算される ためです。しかし改正によって、2022年4 月からは「在職定時改正」が導入され、年 1回計算されて増額されます。

3短時間労働者の厚生年金加入が段階 的に拡大されます。

現行では、501人以上の会社での短時 間労働者は、厚生年金に加入することに なっています。一方、改正では2022年10 月1日から101人以上の会社も対象になり、 2024年10月1日からは51人以上の会社も 対象になります。

これにより保険料の負担が発生します が、将来は国民年金だけの受給額から、 国民年金と厚生年金の両方からの受給額 になりますので年金額は増えます。

#### 2.私的年金制度

DC加入可能要件の見直しが行われま す。〔施行日2022年5月1日〕

- ①企業型DCでは現行、原則60歳未満の 厚生年金被保険者を加入者とすることが でき、60歳~64歳未満では同一事業所 で継続して使用される者に限り加入可能 でしたが、改正ではこれは撤廃され、厚生 年金被保険者であれば70歳未満まで加 入できるようになります。
- ②iDeCoでは加入可能年齢が60歳未満 から65歳未満に延びます。

iDeCoは国民年金加入が条件で、国民 年金加入は通常60歳未満ですが、国民 年金の任意加入者になるか、または60歳 以降も厚生年金加入で働けば、国民年金 に加入していることになり、iDeCoが65歳 まで使えるようになります。

#### 3.DCの受給開始時期の選択肢の拡大

公的年金の受給開始時期の選択肢の 拡大に併せて、確定拠出年金(企業型 DC·iDeCo) における老齢給付金の受給 開始の上限年齢を70歳から75歳に引き上 げられます。 (施行日2022年4月1日)

#### 4.企業型DC加入者のiDeCo加入の要件 緩和

この要件緩和により、全社員が確定拠出 年金(iDeCo)を使えるようになります。従 来は企業型DC導入会社ではiDeCoを併 用するためには、会社の掛金の上限額を 引き下げる規約変更が必要でしたが、規 約変更なしで併用が可能になります。ま た、マッチング拠出を導入している企業型 DC加入者は、マッチング拠出かiDeCo加 入かを個人で選択できるようになります。 企業型DCのみに加入する場合と企業型 DCと確定給付型(DB、厚生年金等)に加 入する場合の現行と見直し内容のイメージ は、下図表のとおりです。〔施行日2022年 10月1日〕

#### ●おわりに

高年齢雇用安定法の改正により、2021 年4月から70歳までの就業機会の確保に ついて、事業主への努力義務が設けられ ます。自分の寿命が想定より延び、長生き して貯蓄が尽きてしまう不安を解消するに は、高齢期の就労と年金制度の活用は非 常に大切です。

そのためのポイントは、①厚生年金被

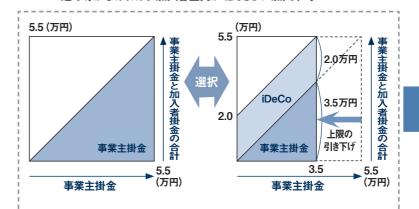
保険者として短時間労働であったとし ても就労する。②iDeCoに65歳まで の加入し、企業型DCに70歳まで加入 する。③確定拠出年金(企業型DC・ iDeCo)の老齢給付金の受取開始時期 をできるだけ遅くする。④企業型DC 加入者であってもiDeCoへ加入するな どがあり、再雇用で65歳まで働き、そ の後も厚生年金加入者で働けば、給与と 年金と両方受け取れます。

月額報酬額が20万円で5年間就労する と、年金額は約65,700円(5,480円/月)増 えます。もちろん、在職老齢年金により報 酬比例部分については一定額の停止があ りますが、老齢基礎年金については、全額 支給されます。また、65歳時点で国民年 金加入が40年に到達してない場合は、厚 生年金に加入していれば、加入期間が40 年間に達するまで経過的加算が加算され ます。就労により収入が得られる期間が 延びるほど、リタイア後の生活設計に余裕 が生まれることになります。

このように給与と年金と個人年金を活用 しながら、お金の心配のない老後生活を 送ることができるようにしたいものです。

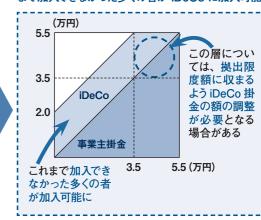
#### 企業型 DC と確定給付型に加入する場合の現行と見直し内容

〈現行〉iDeCo の加入を認める労使合意に基づく規約の 定め等がなければ、加入者全員が iDeCo に加入不可



出典:厚生労働省

〈見直し内容〉規約の定め等を不要とすることで、これ まで加入できなかった多くの者が iDeCo に加入可能



※図中の金額は企業型DCのみに加入する場合となります。DBなどにも加入する場合は金額は異なります。

20 企業年金総合プランナー 2020 第 36 号